

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2026 年 8 月 7 日号

Global Investment & Innovation Incentives (GI³)

大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）に係る関係法令の施行及び確認申請手続等の公表について（2026(R8)年 7 月 31 日）

Executive Summary

- 大胆な投資促進税制は、国内における高付加価値型の大規模設備投資を促進することを目的とし、一定の投資計画について経済産業大臣の確認を受けた上で、確認後 5 年以内に対象設備の取得等を行い、事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除の適用を受けることができる制度である。
- 2026(R8)年 7 月 31 日に関係法令が施行され、特定生産性向上設備等の確認申請書、添付書類、投資利益率計算シート、公認会計士又は税理士による事前確認書、適合証明申請書等の申請関係資料が公表された。
- 新たに、公認会計士又は税理士による事前確認を受ける手続が明らかとなり、申請時に確認申請書及び添付資料とともに、公認会計士又は税理士による事前確認書を提出することが必要である。
- 確認を受けた設備の導入後には、確認時の基準及び投資計画に適合して導入されたことについて経済産業大臣の適合証明を受ける手続並びに確認時の投資計画と実際に取得等した設備を照合する事後照合の手続が設けられている。また、税額控除の繰越しを希望する場合には、国際経済事情激変事業適応計画の認定等についても検討する必要がある。

1. はじめに

大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制、以下「本税制」）は、国内における大規模で高付加価値な設備投資を促進するために創設された税制優遇措置である。

本制度では、産業競争力強化法（以下「産競法」）に基づく経済産業大臣の確認を受け、確認の日から 5 年以内に一定の設備の取得等を行い、国内にある法人の事業の用に供した場合に、即時償却又は取得価額の 7%（建物、建物附属設備及び構築物については 4%）の税額控除を選択適用することができる（措法 42 の 12 の 7、産競法 2 の 20）。

2026(R8)年 7 月 31 日に関係法令が施行され、経済産業省ウェブサイトにおいて申請受付開始及び本申請に係る申請関係資料が公表された。

[大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）の申請受付開始について](#)（経済産業省ウェブサイト）

[大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）](#)（経済産業省ウェブサイト）

本ニュースターでは、今回明らかとなった確認申請手続、申請書及び添付書類の記載内容、投資利益率の算定、公認会計士又は税理士による事前確認並びに設備導入後の適合証明を中心に概説する。

2. 確認申請等の手続概要

本税制の適用を受けるためには、産競法第 2 条第 20 項及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（以下「経済産業省関係産競法施行規則」）第 6 条第 1 項に基づき、経済産業大臣に対して特定生産性向上設備等の確認申請を行う必要がある。

申請は、原則として G ビズフォームによるオンライン申請により行うものとされている。申請に当たっては、経済産業省から公表された「G ビズフォーム 大胆な投資促進税制の申請に関する手続」を確認するとともに、本社所在地を管轄する地方経済産業局に申請及び問い合わせを行うものとされた。公表された申請関係資料を踏まえると、確認申請から設備導入後までの手続は、概ね次のとおりと想定される。

項番	手続		概要
1	確認申請手続	確認申請書及び添付書類の作成	特定生産性向上設備等の確認申請書、特定生産性向上設備等投資計画（以下「計画」）及び投資利益率計算シートその他の添付書類を作成する
2		公認会計士又は税理士による事前確認	導入予定設備の必要不可欠性、取得価額の合計額及び投資利益率等について、公認会計士又は税理士による所定の確認手続を受ける
3		確認申請	原則として G ビズフォームにより、確認申請書及び添付書類を経済産業大臣に提出する
4		経済産業大臣による確認	経済産業大臣は、申請内容が確認基準に適合すると認める場合には、特定生産性向上設備等の確認書を交付する
5	確認後の手続	設備の取得等及び事業供用	確認の日から 5 年以内に、確認を受けた計画に従って対象設備の取得等を行い、事業の用に供する
6		投資計画の変更	確認を受けた計画を変更する場合には、変更確認申請書及び必要書類を提出する
7		適合証明申請	設備導入後、確認時の投資計画と実際に取得等をした設備の内容を照合し、計画への適合証明申請を行う
8		設備導入状況に関する事後照合	確認時の計画と実際に取得等した設備の内容及び投資利益率等の実績を照合する

3. 確認申請書及び添付書類

確認申請には、様式第一（第 6 条第 1 項関係）特定生産性向上設備等の確認申請書を使用する。また、経産省関係産競法施行規則第 6 条第 2 項に基づき、確認申請書には次の書類を添付する。確認申請に必要な申請書及び添付書類については、経済産業省ウェブサイトにおいて申請様式及び「添付書類関係」が公表されている。

以下では、これらの公表資料に基づき、申請書及び添付書類の概要を整理する。なお、添付書類の一部についてはひな型等が公表されているため、具体的な記載内容については公表されている各資料を参照されたい。

項番	申請資料	主な記載項目・対応事項
1	特定生産性向上設備等の確認申請書	■ 特定生産性向上設備等の確認を受けようとする設備の導入の目的、導入場所の住所、設備の内容、導入予定時期、計画の実施期間 ■ 計画の投資利益率及び取得等をする設備の取得価額の合計額 ■ 計画に係る経営の方針の決議又は決定の過程 ■ 計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法
2	定款の写し又はこれに準ずるもの	—
3	特定生産性向上設備等投資計画の概要	■ 申請事業者が策定した特定生産性向上設備等の導入に係る投資計画の写し ■ 特定生産性向上設備等の導入の目的 ① 取り巻く経営環境についての概況 ② 特定生産性向上設備等を導入する目的及び必要性 ■ 特定生産性向上設備等の導入が申請事業者の事業の改善に資することの説明

		■ 特定生産性向上設備等の確認を受けようとする設備の内容 ■ 基準への適合状況（投資利益率計算シートの提出） ① 投資利益率 ② 合計投資額
4	経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類	■ 2025(R7)年 12 月 26 日以降に、投資計画に係る意思決定を行った年月日、会議体名、決定の概要及び備考を記載し、議事録等を添付する
5	計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳を記載した書類	■ 計画の実施に必要な資金の使途等を記載する
6	事業の成長発展を図るための事業活動に係る費用に関する今後の投資の方針を記載した書類	■ 前事業年度の対売上高成長投資比率 ■ 特定生産性向上設備等の導入を開始する事業年度以後の各事業年度における将来の対売上高成長投資比率の見込み ※将来の数値は、中期経営計画等に基づく見込みを記載 ■ 今後の投資方針 ※特定生産性向上設備等が自社の成長投資を増加させつつ、今後、売上高に占める成長投資の割合を増加させる方針を記載
7	受託中小企業振興法第二条第五項に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していることを公表していることを示した書類	■ 中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針（パートナーシップ構築宣言）を宣言していること
8	暴力団排除に関する誓約事項	—
9	令和 7 年 12 月 25 日以前に意思決定された投資計画を変更したものである場合について、経済産業大臣が定める基準等への該当性	■ 2025(R7)年 12 月 25 日以前に意思決定された投資計画を変更する場合に、当該手続を行う
10	公認会計士又は税理士による事前確認	■ 公認会計士又は税理士に計画や設備内容が確認基準等に適合していることの確認を受ける
11	特定生産性向上設備等の導入の状況に関する事項について（事後照合時提出書類）	■ 確認を受けた特定生産性向上設備等の導入後に手続を行う

4. 年平均投資利益率の計算

経済産業大臣の確認を受けるためには、特定生産性向上設備等投資計画における年平均の投資利益率が 15% 以上となることが見込まれる必要がある（経産省関係産競法施行規則 5、6 の 4）。

年平均の投資利益率は、次の算式により算定される。

$$\begin{array}{l}
 \text{年平均投資利益率} = \frac{\begin{array}{l} \text{各年度の設備の取得等により増加する営業利益の額（※）} \\ + \\ \text{取得等をする設備の減価償却費の合計額を平均した額} \end{array}}{\text{取得等をする設備の取得価格の合計額}}
 \end{array}$$

※設備の取得等をする年度の翌年度から起算して 5 年度以上 10 年度以内の事業者が任意に設定する年度の翌年度以後については、当該設定年度における設備の取得等により増加する営業利益の額を用いる。

具体的には、公表された「投資利益率の基準への適合状況（投資利益率エクセル計算シート）」を使用して算定する。投資利益率計算シート及び事前確認書では、投資利益率並びに簡易 CF（営業利益＋減価償却費）の各年度及び年平均の金額について、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費並びに減価償却費の各年度の金額を用いて算定することが示されている。

そのため、投資計画における設備別の取得価額、取得予定時期、耐用年数及び将来の損益計画と、投資利益率計算シートの数値を整合させることが重要となる。

5. 公認会計士又は税理士による事前確認

確認申請書及び添付書類については、公認会計士又は税理士による事前確認を受け、申請時に事前確認書を提出することが明らかとなった。公表された事前確認書【公認会計士又は税理士による確認書面の記載例】では、手続の目的として、次の3点が示されている。

- ① 「導入を行おうとする設備の内容」（申請書4で記載する事項）が、当該設備の導入の目的（申請書2で記載する事項）に照らして必要不可欠な設備として、整合しているかについて確かめること
- ② 「設備の取得価額の合計額」（申請書5で記載する金額）が、産業競争力強化法で定める確認の基準に適合しているかについて確かめること
- ③ 投資利益率並びに簡易CF（営業利益＋減価償却費）の各年度及び年平均の金額（添付書類のうち投資利益率の基準への適合状況に関する書類に記載する金額）が、売上高、売上原価、販管費及び減価償却費の各年度の金額を用いて算定されているかについて確かめること

なお、この手続は、申請書又は添付書類に対する監査意見若しくはレビューの結論又は将来情報の正確性に関する保証を提供するものではない。

6. 2025(R7)年12月25日以前に意思決定された投資計画を変更した場合について、経済産業大臣が定める基準等への該当性

2025(R7)年12月25日以前に意思決定された投資計画を変更した上で確認申請を行う場合には、経済産業大臣が定める基準等への該当性を説明する必要がある。

公表されたひな型では、次の事項が示されている。

- ① 意思決定が再度2025(R7)年12月26日以降に行われていること
- ② 当初投資計画の投資額から50%以上増加すること（対当初投資計画比で150%以上とすること）
- ③ ROIが当初投資計画を超えること
- ④ 当初投資計画と変更後投資計画の間に一体性が認められること（1.当初投資と追加投資の事業目的が共通していること、2.追加する設備がその共通する事業目的の実現に必要な設備であること）
- ⑤ 当初投資計画の策定の決議又は決定があった日以後5年以内に変更の決議又は決定が行われた投資計画であること
- ⑥ 当初投資計画で導入予定であった対象資産から、何らかの質的・構造的な向上が見込まれるものであること
- ⑦ 上記⑥の質的/構造的な向上が、上記③のROI上昇に寄与すると認められていること

これらの基準への該当性を説明するとともに、当初投資計画及び変更後投資計画の内容、投資額、投資利益率、設備の質的又は構造的な向上並びに意思決定の時期等を確認できる資料を添付する必要がある。

7. 設備導入後の適合証明及び事後照合

(1) 適合証明

経産省関係産業競争法施行規則第6条の7では、確認を受けた特定生産性向上設備等の導入後に、導入した設備が経済産業大臣の確認基準に適合し、かつ、特定生産性向上設備等投資計画に従って導入されたものであることについて、経済産業大臣による証明を受ける手続が設けられている。

適合証明を受けようとする事業者は、「様式第八（第6条の7第2項関係）特定生産性向上設備等投資計画への適合証明申請書」を提出する。申請書には、証明を受けようとする設備に係る確認書の写しを添付し、変更確認を受けている場合には、変更確認書の写しを添付する。経済産業大臣は、適合すると認める場合、様式第九「特定生産性向上設備等投資計画への適合証明書」を交付する。

(2) 事後照合

添付書類の「特定生産性向上設備等の導入の状況に関する事項について」では、次の事項を記載する。

- ① 特定生産性向上設備等の確認年月日
- ② 特定生産性向上設備等の導入の目的及び内容
- ③ 【確認時】特定生産性向上設備等の投資の内容（必要に応じて別紙）
- ④ 【事後照合時】当期における特定生産性向上設備等の取得設備の内容
- ⑤ 基準への適合状況

事後照合時には、確認時の投資計画に記載された取得予定設備と、実際に取得等した設備について、取得年月日、設備の名称、用途、所在地、耐用年数、設備の種類、単価、数量及び金額等を照合する。また、投資利益率及び合計投資額については、投資利益率計算シートにより提出する。

8. 国際経済事情激変事業適応計画の認定

本税制における税額控除の繰越しに関連して、国際経済事情激変事業適応計画の認定制度が設けられ経済産業省ウェブサイトにおいて、事業適応計画の一区分として申請することが公表された。

[事業適応計画（産業競争力強化法）](#)（経済産業省ウェブサイト）

経済産業省が公表した「国際経済事情激変事業適応の制度概要」では、主な認定要件として次の事項が示されている。

項目	主な認定要件
計画期間	5 年以内。税額控除の繰越を希望する場合は、投資実行は 5 年以内とし、投資計画終了後 3 年の事業の実施状況について毎年度報告を行う
生産性の向上又は新需要の開拓	生産性の向上（①修正 ROA 2%ポイント向上、②有形固定資産回転率 5%向上、③従業員 1 人当たり付加価値額 6%向上のいずれかの達成が見込まれること）又は、新需要の開拓（売上高伸び率 $\geq$ 過去 5 事業年度の業種売上高伸び率 + 3%の達成が見込まれること）のいずれかを満たすこと
財務の健全性	計画終了年度において①有利子負債/CF $\leq$ 10 及び ②経常収入 > 経常支出 の達成が見込まれること
前向きな取組	・特定生産性向上設備等の導入を行うこと ・次の①～③のいずれかに該当するものを行うこと ① 新商品、新サービスの生産・提供（新商品等の売上高の合計額が全体の売上高の 1%以上） ② 商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上（商品等 1 単位当たりの製造原価等を 5%以上削減） ③ 商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入（商品等 1 単位当たりの販売費等を 5%以上削減） ・上記①～③による取組が対応を図る国際経済事情の変動に照らして持続的であると認められること
影響要件	国際的な事業環境の急激な変動により、前年度の売上高が 5%以上減少し、又は売上高営業利益率が 20%以上減少していること
全社的取組	取締役会その他これに準ずる機関による経営方針の決議又は決定に基づく、組織的な取組であること

2026(R8)年 7 月 31 日現在、事業適応計画の申請に使用する G ビズフォームは当面の間受付を停止しており、国際経済事情激変事業適応計画の認定申請については、メールでの受付となる。申請を検討する事業者は、事業を所管する省庁又は経済産業省の制度窓口事前に問い合わせる必要がある。

9. おわりに

今回の関係法令の施行及び申請関係資料の公表により、本税制の確認申請から設備導入後の適合証明及び事後照合までの手続並びに確認申請書及び添付書類の具体的な記載事項が明らかとなった。

本税制の適用に当たっては、確認申請書、投資計画、設備一覧、資金計画、社内の意思決定資料、投資利益率計算シート及び事前確認書の各記載内容は相互に整合させ、取得時までに経済産業大臣からの確認を受ける必要がある。このため、本税制の活用を検討する事業者においては、確認までのタイムラインを検討し、対象設備、投資金額、取得予定時期、社内意思決定日、資金調達方法及び投資利益率の算定根拠を計画的に整理していくことが望まれる。

また、確認後に投資計画を変更する場合には変更確認申請が必要であり、設備導入後には確認時の計画と実際の取得設備との事後照合が行われる。確認申請時だけでなく、設備の取得、事業供用及び適合証明までを見据えた一貫した管理体制を構築することが重要である。

なお、記載要領及び FAQ 等は、今後更新される可能性があるため、実際の申請に当たっては、経済産業省が公表する最新の情報を確認する必要がある。

※本ニュースレターの執筆は、2026(R8)年 7 月 31 日現在の情報に基づくものである。

(東京事務所 三浦 正暁、高橋 秀和)

< 関連ページ >

- [Japan Incentive Insights](#)

お問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング
Tel 03-6213-3800（代）

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階
Tel 06-4560-8000（代）

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階
Tel 052-565-5533（代）

email tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 8 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイトトーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイトトーマツ、デロイトトーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>